

○山梨県警察少年サポートセンター運営要領の制定について

〔平成26年3月19日〕
〔例規甲（少サ）第152号〕

（概要）

この要領は、山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第1号）第11条の5の規定に基づき、生活安全部少年・女性安全対策課に附置する少年サポートセンターの運営について、必要な事項を定めたものである。